

仕 様 書

- 1 件 名 草加市リサイクルセンター施設賠償責任保険の加入
- 2 支 払 方 法 契約締結後一括払
- 3 保険加入対象者 被保険者は、草加市とする。
- 4 保険適用期間 令和7年（2025年）1月30日午後4時から令和8年（2026年）1月30日午後4時までとする。ただし、午後4時を基準とした保険適用期間の設定が困難な場合は、上記の保険期間を全て含む最短の設定可能な保険適用期間とすること。
- 5 保険対象施設
 - (1) 種類 不燃ごみ処理施設（一般廃棄物）
 - (2) 処理能力 35トン／日
 - (3) 所在地 草加市稲荷一丁目8番2号
 - (4) 敷地面積 5847.32㎡
 - (5) その他 別添「草加市リサイクルセンター施設パンフレット」を参照
- 6 保険適用内容 施設賠償責任保険
- 7 補 償 内 容 対物賠償5億円
- 8 その他
 - (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (5) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
 - (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
- 9 問合せ先 草加市市民生活部廃棄物資源課業務係 後藤
電 話：048-931-3972（直通） F A X：048-931-9993